

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小諸市長 小泉 俊博

市町村名 (市町村コード)	小諸市 (202088)
地域名 (地域内農業集落名)	北大井地区 (石峠、柏木上、柏木下、藤塚、西八満、八代、中村、原村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高地で冷涼な気候により葉洋菜の産地となっており、野菜生産出荷安定法による指定産地ともなっている。大規模農家が多く担い手も親元就農による若手も増えており十分に確保されている。
温暖化による影響が出ており、JAと連携しながら生産品目、品種、栽培時期の検討・研究が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既に産地となっているレタス、白菜、キャベツ、ブロッコリー等の葉洋菜を中心に「高原野菜」のブランド化を進めることにより産地としての一層の発展を図り、「儲かる農業」を確立する。
優良農地を有する産地機能を持続できる取組を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	151 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域の農地の集積状況を詳細に把握し、担い手への集積及び団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針 基盤整備が行われていない農地もあるので、担い手へ集約するためにも集落での話し合いや情報交換などにより、取組に向けての検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、農業後継者についても現在ある支援を活用し、農家負担の軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 受け入れ先があれば作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市鳥獣対策担当と連携し、小諸市有害鳥獣対策協議会で報告された各地域の代表区長の意見や農業経営者の被害報告に基づき、電気柵等の防除、駆除を行い、農業被害防止に取り組む。